

お知らせ

新たな政治倫理審査会委員が 決まりました

茨城町政治倫理審査会について、新たに5名の委員が決定し、委嘱状が交付されました。

同審査会は、町長、副町長、教育長及び町議会議員が、その地位を利用し、自らの利益を図ることがないよう、条例で定める政治倫理基準や、町の工事等に関する遵守事項に反する行為をした疑いがある場合に、町民からの調査請求により、必要な調査や審査を行う機関です。

（政治倫理基準）

- ・その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと
- ・地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと
- ・町の公共工事等に関し、特定の業者が有利になるような取り計らいをしないこと 等

役 職	氏 名 ※敬称略
会 長	川 澄 重 喜 (小 幡)
副 会 長	八文字 正 寛 (大 戸)
委 員	阿久津 正 晴 (水戸市)
委 員	関 尚 久 (小 堤)
委 員	白 田 寛 (南栗崎)

【問合せ先】 総務課
☎ 0 2 9 - 2 4 0 - 7 1 2 5 (直通)

お知らせ

歯の何でも電話相談

6月4日～10日は「歯と口の健康週間」です。普段歯医者さんに聞けないこと、入れ歯のこと、ブラッシングの仕方など、歯に関する悩みや相談に、無料で応じます。匿名で結構ですので、お気軽にお電話ください。

- ▶日 時 6月2日(日) 午後1時～4時
- ▶受付電話番号 ☎ 029-823-7930
- ▶相 談 料 無料
- ▶回 答 者 歯科医師
- ▶そ の 他 多くの方にご相談いただくため、お一人当たりの相談時間は10分程度でお願いします。

【問合せ先】 一般社団法人 茨城県保険医協会
☎ 0 2 9 - 8 2 3 - 7 9 3 0 (直通)

お知らせ

「守ろう！ 電波のルール」

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取り締まりを強化します。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなで守りましょう。

【問合せ先】 関東総合通信局

- 不法無線局による混信・妨害 ☎ 03-6238-1939
- テレビ・ラジオの受信障害 ☎ 03-6238-1945

お知らせ

創業支援セミナーを開催します

創業して成功するために必要な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を学び、専門家から具体的なアドバイスを受けて事業アイデアや創業計画書の作成を目指します。

基本講座を全科目受講した方は茨城町創業支援事業計画書に基づき「特定創業支援事業者」として町から証明書が発行されます。

▶日 時 第1回～4回 午後7時～9時

	日 程	テーマ
基 本 講 座	第1回 6/26(水)	1. 創業マインドと成功のポイント 2. 経営理論の理解と事業アイデアの検討
	第2回 7/3(水)	1. 事業アイデアの磨き上げ 2. マーケティングの基礎知識
	第3回 7/10(水)	1. 開業のための資金計画 2. 経営組織に関する基礎知識
	第4回 7/17(水)	1. 人材育成と補助金等の活用 2. ビジネスプランの磨き上げ
個 別	第5回 7/31(水)	個別相談会 ※時間帯は要相談
	第6回 8/7(水)	

- ▶場 所 茨城町商工会館
- ▶対 象 創業予定の方、創業に関心のある方、創業後間もなく経営を学びたい方
- ▶定 員 20人程度
- ▶受 講 料 無料
- ▶講 師 アルモファクトリー株式会社
代表取締役 阿内利之氏(中小企業診断士)
- ▶申込方法 電話・FAX・メールにて受付
- ▶申込締切 6月18日(火)
詳細は当会HP(<https://www.ibarakimachi.or.jp>)をご覧ください。

【問合せ先】 茨城町商工会
☎ 0 2 9 - 2 9 2 - 5 9 7 9

お知らせ

がんばれ！水戸ホーリーホック 【6月29日(土) 山口戦】「茨城町の日」開催！

水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会が、水戸ホーリーホック対レノファ山口戦を「茨城町の日」として開催します。

- ▶日 時 6月29日(土)
午後6時キックオフ
- ▶場 所 ケーズデンキスタジアム水戸
- ▶特 典

町内在住・在学・在勤の方は観戦チケットを優待価格にてご購入いただけます。

また、町内在住・在学の中高生(先着150人)を対象に、観戦無料チケット等が用意されます。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。



「茨城町の日」開催にともない、茨城町PR大使の飯泉涼矢選手(DF)と春名竜聖選手(GK)によるサイン会が開催されます。多くの町民の方のご来場をお待ちしています。

- ▶日 時 6月21日(金) 午後5時～
- ▶場 所 旧駒場小学校体育館

【問合せ先】 生涯学習課 ☎ 0 2 9 - 2 4 0 - 7 1 2 2 (直通)

お知らせ

道路への倒木・枝の張り出しにご注意ください

道路や歩道への倒木や枝の張り出しにより、通行の妨げとなったり、標識等が見えにくくなったりしている箇所が多く見受けられます。これらが原因で車両や歩行者に事故が発生した場合には、事故の原因となった樹木の所有者の責任を問われる場合があります。そのため、樹木・竹林・生け垣などの所有者の方は剪定や伐採を行い、安心安全な道路環境づくりにご協力をお願いします。

なお、公道へ張り出す雑草についても、所有者の皆様の良好な管理を重ねてお願いします。

《建築限界》

道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。

- 【問合せ先】
町道について
茨城町道路建設課
☎ 0 2 9 - 2 4 0 - 7 1 1 5 (直通)
- 県道について
茨城県水戸土木事務所 道路管理課
☎ 0 2 9 - 2 2 5 - 4 0 6 1

